あるのは「国民年金基金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は解散基金加入員（以下この条において「中途脱退者等」という。）」と、「第二十二条第二項第三号」とあるのは「第六十三条において準用する第二十二条第二項第三号」と、「加入員又は加入員であった者」とあるのは「中途脱退者等」と読み替えるものとする。

（地方厚生局長等への権限の委任）

第四十四条　法第百四条第四項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一　法第百四条第三項において準用する厚生年金保険法第百条の四第三項の規定により厚生労働大臣が法第百四条第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

二　法第百四条第三項において準用する厚生年金保険法第百条の四第四項の規定による公示

2　法第百四条第五項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号、第五号及び第二項並びに第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百四条第二項第二号の表上欄中「又は(ii)」を「若しくは(ii)」に改め、同条第四項第一号イ中「準ずる」の下に「取組」を加え、同号ハ(1)中「同(2)(i)又は(ii)」を「同(2)(i)若しくは(ii)」に改め、同号ハ(2)中「第二項第一号イ(2)(i)又は(ii)」を「第二項第一号イ(2)(i)若しくは(ii)」に改め、同号ホ中「雇用される者」を「雇用されている者」に改める。

第百十九条第三十六項中「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改める。

第百二十五条第二項第一号ロ(1)(ii)柱書中「限り、」を「限る。）（」に改める。

附則第十五条の二第一項中「職場支援従事者に係るものに限る。）」の下に「、附則第十五条の五第一項の被災者雇用開発助成金」を加える。

附則第十五条の四から第十五条の八までを次のように改める。

第十五条の四　第百二条の三第一項第一号イ又は附則第十五条第二項第一号に該当する事業主であつて、第百二条の三第一項第二号イ(1)の対象期間及び附則第十五条第二項第二号イの対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が平成二十三年五月二日から起算して一年が経過する日までの間にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「被災関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「特例対象期間」という。）については、附則第十五条第八項の規定により読み替えて適用される第百二条の三第三項ただし書及び附則第十五条第四項ただし書の規定は、適用しない。

一　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。以下「特定被災区域」という。）内に所在する事業所の事業主

二　特定被災区域内に所在する事業所と相当程度密接な取引関係があると認められる事業所の事業主

2　特例対象期間中に実施された休業等（当該休業等について雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金が支給されるものに限る。）の日数は、附則第十五条第八項の規定により読み替えて適用される第百二条の三第三項ただし書に規定される基準雇調金等の対象期間の開始の日以後の支給日数及び附則第十五条第四項ただし書に規定される基準雇調金等の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。

3　前二項の規定は、特例対象期間の初日から起算して一年の期間内に、別の対象期間の初日がある場合には、当該別の対象期間については、適用しない。

（特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置）

第十五条の五　第百十条の特定求職者雇用開発助成金として、同条に規定するもののほか、当分の間、被災者雇用開発助成金を支給するものとする。

2　被災者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　東日本大震災の発生時に特定被災区域に居住又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた六十五歳未満の求職者（第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除く。）を、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は職業紹介事業者（被災者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。）として雇い入れる事業主であること。

ロ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

ホ　当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）

3　前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者（第百十条第三項に規定する短時間労働者をいう。）として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは、「三十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とする。

4　被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金（第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。）、受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第五項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）、職場支援従事者配置助成金（第百十八条の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。）、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。